

令和7年5月23日

熊本市の軌道事業の運賃変更認可申請を認可しました

熊本市交通事業管理者から申請された軌道事業の運賃変更については、本日認可しましたのでお知らせします。

また、広く利用者から意見を聴くためにパブリックコメントを実施したところ、7件のご意見があり、電子政府の総合窓口（e-Gov パブリック・コメント [e-GOV](#) パブリック・コメント）に回答を掲載しました。

熊本市交通事業管理者から九州運輸局に申請された運賃の上限額の変更（値上げ）は、申請された上限運賃額に基づいて令和7年度から令和9年度の3年間の軌道事業の収入と支出を推定（原価計算）したところ、別紙の軌道事業の収入総括原価表のとおり収支率が100超（いわゆる黒字）とならなかったため、申請の上限運賃は妥当と判断し、本日認可したものです。

1. 申請者 熊本市中央区大江五丁目1番40号
 熊本市交通局
 交通事業管理者 井芹 和哉
2. 申請日 令和7年4月17日
3. 認可日 令和7年5月23日
4. 変更する上限運賃を適用する路線
 全線 幹線 3. 4 km
 水前寺線 2. 4 km
 健軍線 3. 0 km
 上熊本線 2. 9 km
 田崎線 0. 4 km
5. 改定実施予定日 令和7年6月1日（日曜日）

改定の概要等は別紙（次ページ以降）に掲載

＜問い合わせ先＞

九州運輸局 鉄道部 計画課

関口

電話 092-472-4051



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

変更する旅客運賃の上限の種類および額

別紙1 のとおり

値上率

普通運賃（大人）	180→200円	11.11%
通勤定期（1か月）		11.11%
通学定期（1か月）	平均	11.11%

改定率（原価計算期間〔令和7～9年度における増収率〕）

旅客運賃	11.1%
うち 定期外	11.1%
うち 定期	11.1%

軌道事業の収入原価総括表

（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7～9年度合計	
		[実績]	[推定]	(原価計算期間) [推定]	
				現行運賃	改定運賃
収入合計(a)		1,827,538	1,767,454	5,339,193	5,849,135
	(うち旅客運輸収入)	1,510,485	1,514,443	4,589,449	5,099,391
費用合計(b)		2,017,604	2,147,236	6,865,822	6,865,822
配当所要額（適正利潤）(c)		0	0	0	0
収支率	(a)/(b)x100	90.6	82.3	77.8	85.2
	(a)/(b+c)x100	90.6	82.3	77.8	85.2

1. 令和6年度は現行運賃による数値を計上
2. 端数処理のため、合計値と一致しない場合があります

運賃の種類、額及び適用方法(1/4)

改 定	現 行
第1 旅客運賃の種類 1 旅客運賃の種類は次のとおりとする。 (1) (右に同じ) (2) (右に同じ) ア (右に同じ) イ (右に同じ) ウ (右に同じ) (3) (右に同じ) 2 (右に同じ)	第1 旅客運賃の種類 1 旅客運賃の種類は次のとおりとする。 (1) 普通旅客運賃 (2) 定期旅客運賃 ア 通勤定期旅客運賃 イ 大人通学定期旅客運賃 ウ 小児通学定期旅客運賃 (3) 貸切旅客運賃 2 小児旅客運賃は普通旅客運賃、定期旅客運賃（小児通学定期旅客運賃、小児通学端数定期旅客運賃及び夏休み子ども定期旅客運賃に限る）、団体旅客運賃、貸切旅客運賃、特殊普通旅客運賃（電車バス共通1日乗車券は除く）及びエコ（環境）定期旅客運賃について設ける。
第2 旅客運賃の適用方法 1 乗車券の種類 (1) 乗車券の種類は次のとおりとする。 ア (右に同じ) (ア) (右に同じ) (イ) (右に同じ) (ウ) (右に同じ) (2) (右に同じ) 2 旅客の区分 大人、小児、幼児、乳児の別 (1) 大人 (右に同じ)	第2 旅客運賃の適用方法 1 乗車券の種類 (1) 乗車券の種類は次のとおりとする。 ア 定期乗車券 (ア) 通勤定期乗車券 (1ヶ月、3ヶ月) (イ) 大人通学定期乗車券 (1ヶ月、3ヶ月) (ウ) 小児通学定期乗車券 (1ヶ月、3ヶ月) (2) 小児乗車券は定期乗車券（小児通学定期乗車券、小児通学端数定期乗車券及び夏休み子ども定期乗車券に限る）及び特殊普通旅客乗車券（電車バス共通1日乗車券は除く）について設ける。 2 旅客の区分 大人、小児、幼児、乳児の別 (1) 大人 中学生以上の者

運賃の種類、額及び適用方法(2/4)

改 定	現 行
(2) 小児 (右に同じ) (3) 幼児 (右に同じ) (4) 乳児 (右に同じ) 3 発売条件 (1) 普通乗車券 (右に同じ) (2) 定期乗車券 ア 通勤定期乗車券 (右に同じ) イ 通学定期乗車券 (右に同じ)	(2) 小児 小学生以下の者 (3) 幼児 1才以上6才未満の者 (4) 乳児 1才未満の者 3 発売条件 (1) 普通乗車券 旅客が普通旅客運賃の連続した区間に乗車した場合、降車時に相当運賃を収受する。普通乗車券は発売しない。なお、各種割引運賃については以下のとおり。 (略) (2) 定期乗車券 ア 通勤定期乗車券 通勤定期乗車券は、通勤するため乗車する者が定期乗車券購入申込書を記入して提出した場合に発売する。ただし、スマートフォン等のモバイル機器で運用する定期乗車券を購入する者については、この限りでない。 イ 通学定期乗車券 (ア) 通学定期乗車券は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項の保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園、不登校児童生徒の通う教育支援センター又はフリースクール等、学校教育法の補修教育又は学習指導を行う事業所若しくは管理者が認めるものに通学し、通園し又は通所するため乗車する者が定期乗車券購入申込書を記入して提出した場合に発売する。ただし、スマートフォン等のモバイル機器で運用する定期乗車券を購入する者については、この限

運賃の種類、額及び適用方法 (3/4)

改 定	現 行
(3) 貸切乗車券 (右に同じ) 4 適用期間 (1) 普通乗車券 (右に同じ) (2) 定期乗車券 (右に同じ) (3) 貸切乗車券 (右に同じ) 第3 旅客運賃の計算方法 1 普通旅客運賃の計算方法 (1) 大人の旅客運賃計算方法 <u>均一運賃 200 円</u> (2) 小児の旅客運賃計算方法 (右に同じ) (3) 幼児及び乳児の旅客運賃の計算方法 (右に同じ) 2 定期旅客運賃の計算方法 (1) 1ヶ月定期旅客運賃	りでない。 (イ) 端数売りをする場合は、1ヶ月定期券においては、端数日数59日を限度として発売する。また、3ヶ月定期券においては、端数日数29日を限度として発売する。 (3) 貸切乗車券 乗客があらかじめ輸送計画に必要な事項を申し出て、責任ある代表者が引率する場合、所定の運賃を収受する。貸切乗車券は発売しない。 4 適用期間 (1) 普通乗車券 乗切制 (2) 定期乗車券 券面表示期間のとおり (3) 貸切乗車券 その都度定める 第3 旅客運賃の計算方法 1 普通旅客運賃の計算方法 (1) 大人の旅客運賃計算方法 <u>均一運賃 180 円</u> (2) 小児の旅客運賃計算方法 大人普通旅客運賃の2分の1の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。) (3) 幼児及び乳児の旅客運賃の計算方法 幼児は、団体旅客として乗車する場合を除き、保護者1人につき1人を無料とし、乳児は、無料とする。 2 定期旅客運賃の計算方法 (1) 1ヶ月定期旅客運賃

運賃の種類、額及び適用方法 (4/4)

改 定	現 行
ア 通勤定期乗車券 (右に同じ) イ 大人通学定期乗車券 (右に同じ) ウ 小児通学定期乗車券 (右に同じ) (2) 3ヶ月定期旅客運賃 (右に同じ) (3) 貸切旅客運賃計算方 ア 大人貸切旅客運賃 <u>14,000円</u> イ 小児貸切旅客運賃 <u>7,000円</u>	ア 通勤定期乗車券 普通旅客運賃の60倍の4割引 イ 大人通学定期乗車券 普通旅客運賃の60倍の5割引 ウ 小児通学定期乗車券 普通旅客運賃の60倍の7割5分引 (2) 3ヶ月定期旅客運賃 1ヶ月定期旅客運賃を3倍した額の5分引 (3) 貸切旅客運賃計算方 ア 大人貸切旅客運賃 <u>12,600円</u> イ 小児貸切旅客運賃 <u>6,300円</u>

運賃の種類、額及び適用方法（概要）

改定			現行		
		運賃額			運賃額
普通旅客運賃（均一制運賃）			普通旅客運賃（均一制運賃）		
大人	（現行どおり）	200円	大人	中学生以上の者	（普通旅客運賃） 180円
小児	（現行どおり）	100円	小児	小学生以下の者	普通旅客運賃の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に切り上げる。） 90円
幼児	（現行どおり）	無料	幼児	1才以上6才未満の者	保護者1人につき1人を無料（団体客として乗車する場合は小児として扱う） 無料
乳児	（現行どおり）	無料	乳児	1才未満の者	無料
定期旅客運賃			定期旅客運賃		
通勤定期旅客運賃			通勤定期旅客運賃		
1ヶ月	（現行どおり）	7,200円	1ヶ月	普通旅客運賃の60倍の4割引（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に四捨五入する。）	6,480円
3ヶ月	（現行どおり）	20,520円	3ヶ月	1ヶ月定期旅客運賃を3倍した額の5分引	18,470円
大人通学定期旅客運賃			大人通学定期旅客運賃		
1ヶ月	（現行どおり）	6,000円	1ヶ月	普通旅客運賃の60倍の5割引（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に四捨五入する。）	5,400円
3ヶ月	（現行どおり）	17,100円	3ヶ月	1ヶ月定期旅客運賃を3倍した額の5分引	15,390円
小児通学定期旅客運賃			小児通学定期旅客運賃		
1ヶ月	（現行どおり）	3,000円	1ヶ月	普通旅客運賃の60倍の7割5分引（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に四捨五入する。）	2,700円
3ヶ月	（現行どおり）	8,550円	3ヶ月	1ヶ月定期旅客運賃を3倍した額の5分引	7,700円
貸切旅客運賃			貸切旅客運賃		
大人	普通旅客運賃に70を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円単位に四捨五入する。）	14,000円	大人	普通旅客運賃に車両平均定員69.9を乗じて得た額（10円の単位を四捨五入）	12,600円
小児	大人貸切旅客運賃の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円単位に四捨五入する。）	7,000円	小児	大人貸切旅客運賃の2分の1の額（10円の単位を四捨五入）	6,300円